

令和4年度非常勤講師（初任教員研修）募集要項

兵庫県教育委員会

県内（神戸市を除く）の市町組合立小・中・特別支援学校において、教育公務員特例法第23条の規定により実施する初任者研修を円滑に実施するため、初任者の研修や指導助言にあたる教員の授業の補充等を行う非常勤講師（初任教員研修）を次のとおり募集します。

項 目	非常勤講師（初任教員研修）
1 募集人数	(1) 小学校 295 名程度（拠点校方式・単独校方式があります） (2) 中学校 225 名程度（拠点校方式・単独校方式があります） (3) 特別支援学校 33 名程度（原則として単独校方式となります）
2 勤務条件 (1) 勤務日数及び勤務時間 (2) 報 酬 (3) 交 通 費	(1) ア 拠点校方式 【校外研修日】年間15日以内、1日7時間以内 イ 単独校方式 【校外研修日】年間15日以内、1日7時間以内 【校内研修日】年間300時間以内 (週2日程度、週10時間程度、年間60日程度) (2) 1時間あたり 2,820円（令和3年度現行額で若干変更になる可能性がある） (3) 実費支給（ただし、支給限度額の範囲内）
3 応募資格	(1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者 (2) 教育職員免許法に定める希望する校種の普通免許状の所持者。又は、令和4年4月1日までに取得できる者であること。
4 応募時の提出書類及び提出方法	「市町組合立小・中・特別支援学校の非常勤講師（初任教員研修）登録届」（別紙）を、勤務を希望する市町を所管する【問い合わせ先】にある教育事務所又は市町組合教育委員会に提出して下さい。（郵送可）
5 募集の受付期間	令和4年2月1日（火）から同年3月4日（金）までに必着 （但し、土曜日、日曜日、及び休日を除く）
6 募集の受付場所	勤務を希望する市町を所管する教育事務所（下欄参照）、又は市町組合教育委員会（神戸市を除く）
7 委嘱等について	応募者名簿の中から、市町組合教育委員会の推薦のあった者について、県教育委員会が審査を行い決定し、通知する。
8 委嘱の期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間で、県教育委員会が決定する期間

【問い合わせ先】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
阪神 教育事務所教育振興課	662-0854 西宮市櫛塚町2-28 県西宮庁舎	0798-39-6152
播磨東 教育事務所教育振興課	675-8566 加古川市加古川町家天神木97-1 県加古川総合庁舎	079-421-1101(代)
播磨西 教育事務所教育振興課	670-0947 姫路市北条1-98 県姫路総合庁舎	079-281-9585
但馬 教育事務所教育振興課	668-0011 豊岡市幸町7-11 県豊岡総合庁舎	0796-23-1001(代)
丹波 教育事務所教育振興課	669-2341 丹波篠山市郡家451-2 県篠山庁舎	079-552-7486
淡路 教育事務所教育振興課	656-0021 洲本市塩屋2-4-5 県洲本総合庁舎	0799-22-3541
兵庫県教育委員会 義務教育課	650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館	078-341-7711(代)